

滋賀労働局発表

令和5年1月31日（火）

担 課 長 補 佐 高 齢 者 対 策 担 当 官	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	長 矢尾 忠之
	課長 補佐 上田 浩司
当	高年齢者対策担当官 豊嶋 博文 (電話) 077-526-8686

外国人雇用事業所数、外国人労働者数 ともに過去最高を更新

～「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和4年10月末現在）～

滋賀労働局（局長 小島 裕）では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく県内事業所の外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在）を取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

1. 外国人を雇用する事業所数は2,576事業所で、前年比126事業所（5.1%）増加した。10年連続の増加で、過去最高となった。
2. 外国人労働者数は23,096人で、前年比2,215人（10.6%）増加し、過去最高となった。【図1】
3. 国籍別では、ブラジルが7,449人と最も多く、外国人労働者数全体の32.3%を占め、次いで、ベトナム5,940人 25.7%、中国（香港、マカオを含む）2,460人 10.7%の順となっている。【図2、別表2、別表4】
4. 在留資格別では、「身分に基づく在留資格」が12,314人と最も多く、外国人労働者数全体の53.3%を占め、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格」が4,823人 20.9%、「技能実習」が4,333人 18.8%の順となっている。【図3、別表2、別表4】
5. 外国人を雇用する事業所の産業別の状況は、「製造業」が949事業所と最も多く、全体の36.8%を占めている。規模別では、「30人未満」規模の事業所数が1,366事業所で全体の53.0%を占めている。【図4、図5、別表1、別表2、別表3】
6. 外国人労働者数の産業別の就労状況は、「製造業」の事業所の労働者数が10,646人と最も多く、全体の46.1%を占めている。規模別の就労状況は、「30人未満」規模の事業所の労働者数が7,271人で全体の31.5%を占めている。【図6、図7、別表1、別表3】
7. 平成31年4月より新たに創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は823人で、前年比587人（248.7%）増加した。【別表5】

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

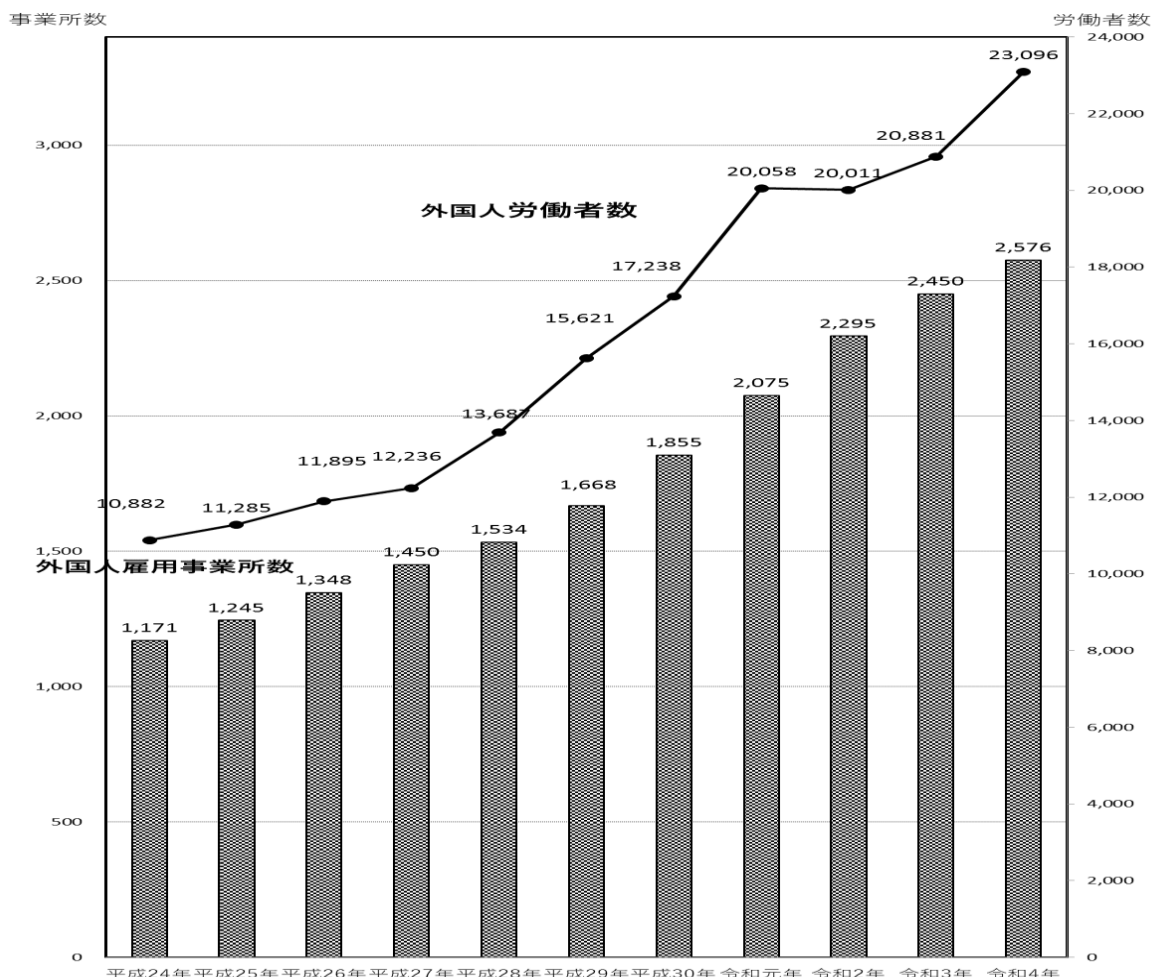
なお、届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回公表の数値は、令和4年10月末時点の届出件数を集計したものです。

II 届出状況のまとめ

1 外国人を雇用する事業所及び外国人労働者の状況【図1、別表1、別表2】

- 令和4年10月末現在、外国人を雇用する事業所数は2,576事業所、外国人労働者数は23,096人で、前年同期の2,450事業所、20,881人に比べ、126事業所（5.1%）、2,215人（10.6%）増加している。また、外国人を雇用する事業所数及び外国人労働者数ともに、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新した。
- このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は451事業所で、当該事業で雇用される外国人労働者数は10,457人となり、外国人を雇用する事業所数全体の17.5%、外国人労働者数全体の45.3%を占め、前年同期に比べ2事業所（0.4%）、830人（8.6%）増加している。

図1 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

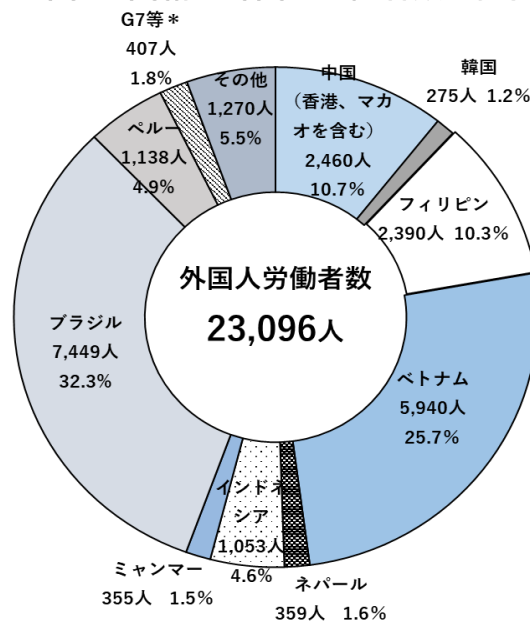


2 国籍別・在留資格別の外国人労働者の状況【図2、図3、別表2、別表4】

(1) 国籍別にみると、ブラジルが7,449人と最も多く、外国人労働者数全体の32.3%を占め、次いで、ベトナムが5,940人 25.7%、中国（香港、マカオを含む）が2,460人 10.7%の順となっている。

対前年増加率が高い主な3か国をみると、ミャンマーが177人 99.4%、インドネシアが374人 55.1%、ネパールが114人46.5%それぞれ増加している。

図2 国籍別外国人労働者数の割合



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格*1」が12,314人と最も多く、外国人労働者数全体の53.3%を占め、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格*2」が4,823人 20.9%、「技能実習」が4,333人 18.8%の順となっている。

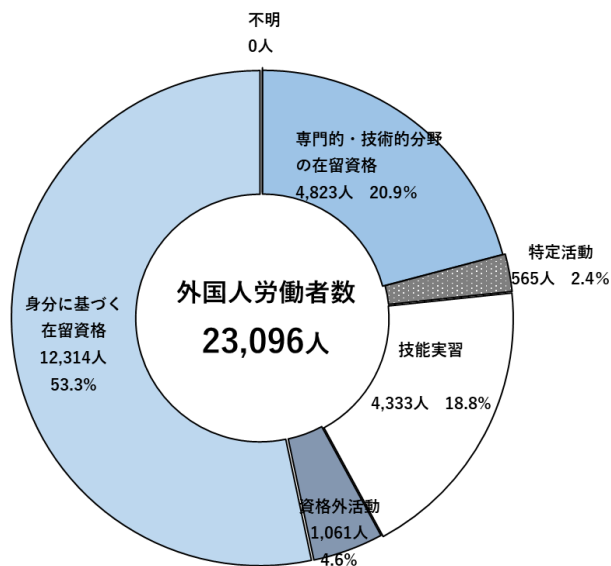
前年比では「専門的・技術的分野の在留資格」が1,082人（28.9%）増加、「特定活動*3」が306人（118.1%）増加、「技能実習」が66人（1.5%）増加、「資格外活動」が145人（15.8%）増加、「身分に基づく在留資格」が616人（5.3%）増加となっている。

*1 「身分に基づく在留資格」には「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

*2 「専門的・技術的分野の在留資格」には「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が該当する。

*3 在留資格「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

図3 在留資格別外国人労働者数の割合



(3) 国籍別・在留資格別にみると、ブラジル、ペルー、フィリピン、韓国では「身分に基づく在留資格」が最も高く、それぞれ99.7%、99.7%、74.5%、61.5%となっている。

ベトナムでは「専門的・技術分野の在留資格」が53.2%、次いで「技能実習」が34.9%となっている。

中国では「身分に基づく在留資格」が35.6%、次いで「技能実習」が28.7%、「専門的・技術的分野の在留資格」23.0%となっている。

インドネシアでは「技能実習」が最も高く79.0%、ミャンマーでは「技能実習」が39.2%、次いで「特定活動」が34.9%となっている。

G7等*⁴では「専門的・技術分野の在留資格」が最も高く66.3%となっている。

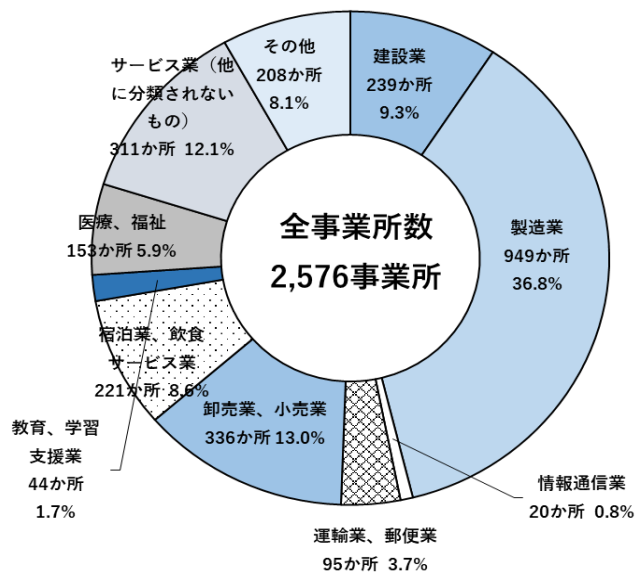
3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の状況【図4、図5、別表1、別表2、別表3】

(1) 産業別にみると、「製造業」が949事業所と最も多く、全体の36.8%を占め、次いで、「卸売業，小売業」が336事業所 13.0%、「サービス業（他に分類されないもの）*⁵」が311事業所 12.1%となっている。

*4 G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

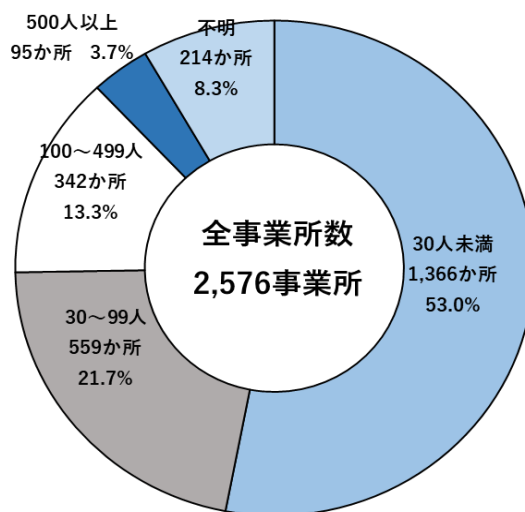
*5 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

図4 産業別外国人雇用事業所数の割合



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が1,366事業所と最も多く、全体の53.0%を占め、次いで、「30～99人」規模が559事業所 21.7%、「100～499人」規模が342事業所 13.3%となっている。

図5 事業所規模別外国人雇用事業所数の割合

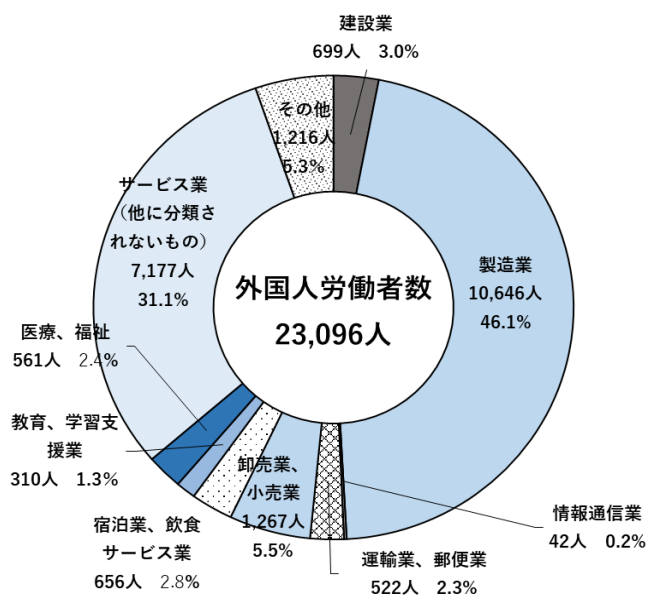


4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の状況【図6、図7、別表1、別表3】

(1) 産業別にみると、「製造業」が10,646人 46.1%、次いで、「サービス業（他に分類されないもの）」が7,177人 31.1%となっており、当該2業種で外国人労働者数全体の77.2%を占めている。

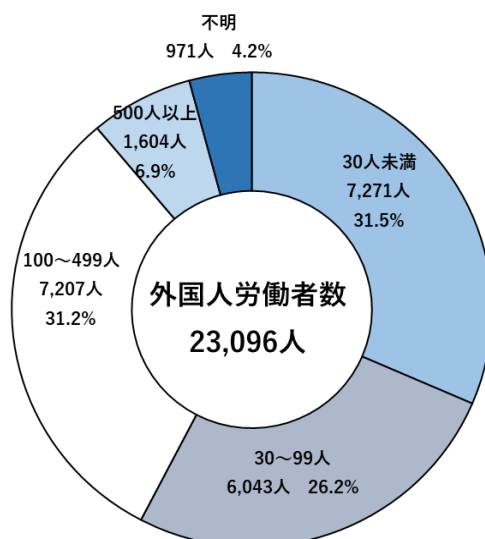
また、「製造業」の外国人労働者数の31.6%にあたる3,362人が、「サービス業（他に分類されないもの）」の外国人労働者数の89.0%にあたる6,384人が、労働者派遣・請負事業を行っている事業所において就労している。「製造業」の中でも「電気機械器具製造業」、「繊維業」において、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、「電気機械器具製造業」が62.8%（1,240人）、「繊維業」が49.4%（321人）となっている。

図6 産業別外国人労働者数の割合



(2) 事業所規模別の外国人労働者数をみると、「30人未満」規模の事業所に就労する者の割合が31.5%と最も高く、次いで、「100～499人」規模が31.2%、「30～99人」規模が26.2%の順となっている。

図7 事業所規模別外国人労働者数の割合



【別表1】産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（滋賀労働局）

令和4年10月末現在

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注3)		
全産業計	2,576	451	[17.5%]	100.0%	23,096	10,457	[45.3%]	100.0%
A 農業、林業	47	4	[8.5%]	1.8%	210	7	[3.3%]	0.9%
うち 農業	43	4	[9.3%]	1.7%	197	7	[3.6%]	0.9%
B 漁業	0	0	[0.0%]	0.0%	0	0	[0.0%]	0.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	4	1	[25.0%]	0.2%	9	1	[11.1%]	0.0%
D 建設業	239	16	[6.7%]	9.3%	699	38	[5.4%]	3.0%
E 製造業	949	167	[17.6%]	36.8%	10,646	3,362	[31.6%]	46.1%
うち 食料品製造業	69	7	[10.1%]	2.7%	1,295	195	[15.1%]	5.6%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	5	1	[20.0%]	0.2%	20	9	[45.0%]	0.1%
うち 繊維工業	66	8	[12.1%]	2.6%	650	321	[49.4%]	2.8%
うち 金属製品製造業	132	20	[15.2%]	5.1%	936	201	[21.5%]	4.1%
うち 生産用機械器具製造業	69	10	[14.5%]	2.7%	850	248	[29.2%]	3.7%
うち 電気機械器具製造業	122	35	[28.7%]	4.7%	1,975	1,240	[62.8%]	8.6%
うち 輸送用機械器具製造業	64	17	[26.6%]	2.5%	994	128	[12.9%]	4.3%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	[0.0%]	0.0%	0	0	[0.0%]	0.0%
G 情報通信業	20	7	[35.0%]	0.8%	42	20	[47.6%]	0.2%
H 運輸業、郵便業	95	9	[9.5%]	3.7%	522	30	[5.7%]	2.3%
I 卸売業、小売業	336	12	[3.6%]	13.0%	1,267	39	[3.1%]	5.5%
J 金融業、保険業	7	2	[28.6%]	0.3%	22	5	[22.7%]	0.1%
K 不動産業、物品賃貸業	11	0	[0.0%]	0.4%	29	0	[0.0%]	0.1%
L 学術研究、専門・技術サービス業	39	15	[38.5%]	1.5%	250	206	[82.4%]	1.1%
M 宿泊業、飲食サービス業	221	6	[2.7%]	8.6%	656	9	[1.4%]	2.8%
うち 宿泊業	31	1	[3.2%]	1.2%	113	4	[3.5%]	0.5%
うち 飲食店	188	5	[2.7%]	7.3%	541	5	[0.9%]	2.3%
N 生活関連サービス業、娯楽業	47	1	[2.1%]	1.8%	189	1	[0.5%]	0.8%
O 教育、学習支援業	44	4	[9.1%]	1.7%	310	38	[12.3%]	1.3%
P 医療、福祉	153	9	[5.9%]	5.9%	561	43	[7.7%]	2.4%
うち 医療業	34	1	[2.9%]	1.3%	150	3	[2.0%]	0.6%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	119	8	[6.7%]	4.6%	411	40	[9.7%]	1.8%
Q 複合サービス事業	16	4	[25.0%]	0.6%	33	8	[24.2%]	0.1%
R サービス業（他に分類されないもの）	311	184	[59.2%]	12.1%	7,177	6,384	[89.0%]	31.1%
うち 自動車整備業	19	0	[0.0%]	0.7%	72	0	[0.0%]	0.3%
うち 職業紹介・労働者派遣業	134	117	[87.3%]	5.2%	4,128	3,848	[93.2%]	17.9%
うち その他の事業サービス業	103	60	[58.3%]	4.0%	2,719	2,398	[88.2%]	11.8%
S 公務（他に分類されるものを除く）	27	5	[18.5%]	1.0%	282	91	[32.3%]	1.2%
T 分類不能の産業	10	5	[50.0%]	0.4%	192	175	[91.1%]	0.8%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。なお、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表2]産業別・規模別外国人雇用事業所数及び国籍別・在留資格別外国人労働者数(滋賀労働局)

各年10月末現在

(単位：所、人)

事業所数	対前年増減比 (%)	外国人労働者数		対前年増減比 (%)
		男性	女性	
令和2年	10.6	20,011	11,345	8,666 ▲0.2
令和3年	6.8	20,881	11,707	9,174 4.3
令和4年	5.1	23,096	13,045	10,051 10.6

事業所数

事業所数	対前年増減比 (%)	外国人労働者数		対前年増減比 (%)
		男性	女性	
建設業	2,576	451	16	2,450 5.1
製造業	239	16	218	14 9.6
情報通信業	949	167	935	167 1.5
卸売業、小売業	20	7	20	7 0.0
宿泊業、飲食サービス業	336	12	303	13 10.9
教育、学習支援業	221	6	207	4 6.8
医療、福祉	44	4	37	4 18.9
サービス業 (他に分類されないもの)	153	9	130	9 17.7
その他	311	184	295	183 5.4
30人未満	303	46	305	48 ▲0.7
30~99人	1,366	228	1,313	227 4.0
100~499人	559	133	538	127 3.9
500人以上	342	65	337	69 ▲5.8
不明	95	14	85	14 11.8
	214	11	177	12 20.9

注1：各年10月末現在。

注2：「派遣・請負」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数を示す。

注3：産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

外国人労働者数

在留資格別	外国人労働者総数	令和4年		令和3年		対前年増減比	
		派遣・請負	派遣・請負	派遣・請負	派遣・請負	派遣・請負	派遣・請負
専門的・技術的分野の在留資格	3,302	1,593	2,958	3,741	2,881	1,530	10.6
うち技術・人文知識・国際業務	3,302	1,593	2,958	3,741	2,881	1,530	10.6
特定活動	565	195	259	70	118.1	178.6	18.8
技能実習	4,333	443	4,267	491	15	▲9.8	30.2
資格外活動	1,061	246	916	189	15.8	38.9	5.6
うち留学	614	125	552	90	11.2	7.1	1.5
身分に基づく在留資格	12,314	7,755	11,698	7,347	5.3	▲11.7	4.8
うち永住者	5,718	3,149	5,396	2,941	6.0	▲1.8	0.0
うち日本人の配偶者等	1,819	1,099	1,764	1,083	3.1	▲1.8	24.0
うち永住者の配偶者等	241	160	201	129	4.6	0.0	0.0
うち定住者	4,536	3,347	4,337	3,194	0.0	▲11.7	0.0
不明	0	0	0	0	0	0	0.0
中国(香港、マカオを含む)	2,460	483	2,720	547	▲9.6	▲11.7	0.0
韓国	275	54	280	95	▲1.8	▲1.8	5.9
フィリピン	2,390	1,049	2,151	991	11.1	19.2	67.2
ベトナム	5,940	2,072	5,004	1,738	18.7	55.1	662.5
ネパール	359	97	245	58	46.5	67.2	6.4
インドネシア	1,053	74	679	70	99.4	6.1	6.3
ミャンマー	355	122	178	16	3.4	▲3.0	7.0
ブラジル	7,449	5,258	7,018	4,944	▲0.8	▲2.5	0.0
ペルー	1,138	726	1,101	683	14.9	0.0	0.0
G7等	407	97	400	100	1.8	▲7.0	0.0
うちアメリカ	235	66	237	71	▲0.8	▲2.5	0.0
うちイギリス	39	7	40	7	▲2.5	0.0	0.0
その他	1,270	425	1,105	425	14.9	0.0	0.0

注1：各年10月末現在。

注2：「派遣・請負」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等ではない。

注3：「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「看護」、「報道」、「報道専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

注4：在留資格「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー・プログラム、ニュージーランド、ロシアをいう。社士候補者等が含まれる。

注5：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表3] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（滋賀労働局）

令和4年10月末現在

(単位：所、人)

事業所労働者数	事業所数		構成比 (注4)	外国人労働者数		構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数	
	うち派遣・ 請負事業所 [比率] (注1)	451 [17.5%]		うち派遣・ 請負事業所 [比率] (注2)	23,096 [45.3%]		9.0	うち派遣・請負 事業所(注3)
全事業所規模計	2,576	451 [17.5%]	100.0%	23,096	10,457 [45.3%]	100.0%	9.0	23.2
30人未満	1,366	228 [16.7%]	53.0%	7,271	3,408 [46.9%]	31.5%	5.3	14.9
30～99人	559	133 [23.8%]	21.7%	6,043	3,103 [51.3%]	26.2%	10.8	23.3
100～499人	342	65 [19.0%]	13.3%	7,207	3,218 [44.7%]	31.2%	21.1	49.5
500人以上	95	14 [14.7%]	3.7%	1,604	234 [14.6%]	6.9%	16.9	16.7
不明	214	11 [5.1%]	8.3%	971	494 [50.9%]	4.2%	4.5	44.9

注1： 「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2： 「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3： 「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4： 「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

[別表4] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（滋賀労働局）

令和4年10月末現在

（単位：人）

	全在留 資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の 在留資格 (注2)		②特定活動 (注3)	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明	
		計	うち技術・人文 知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等		うち定住者
全国籍計	23,096	4,823 (20.9%)	3,302 (14.3%)	565 (2.4%)	4,333 (18.8%)	1,061 (4.6%)	614 (2.7%)	12,314 (53.3%)	5,718 (24.8%)	1,819 (7.9%)	241 (1.0%)	4,536 (19.6%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	2,460 [10.7%]	567 (23.0%)	361 (14.7%)	47 (1.9%)	706 (28.7%)	264 (10.7%)	220 (8.9%)	876 (35.6%)	593 (24.1%)	188 (7.6%)	39 (1.6%)	56 (2.3%)	0 (0.0%)
韓国	275 [1.2%]	76 (27.6%)	65 (23.6%)	6 (2.2%)	0 (0.0%)	24 (8.7%)	20 (7.3%)	169 (61.5%)	122 (44.4%)	34 (12.4%)	1 (0.4%)	12 (4.4%)	0 (0.0%)
フィリピン	2,390 [10.3%]	163 (6.8%)	59 (2.5%)	51 (2.1%)	363 (15.2%)	34 (1.4%)	19 (0.8%)	1,780 (74.5%)	966 (40.4%)	270 (11.3%)	64 (2.7%)	480 (20.1%)	0 (0.0%)
ベトナム	5,940 [25.7%]	3,158 (53.2%)	2,510 (42.3%)	245 (4.1%)	2,076 (34.9%)	360 (6.1%)	87 (1.5%)	101 (1.7%)	47 (0.8%)	36 (0.6%)	4 (0.1%)	14 (0.2%)	0 (0.0%)
ネパール	359 [1.6%]	121 (33.7%)	81 (22.6%)	17 (4.7%)	13 (3.6%)	184 (51.3%)	102 (28.4%)	24 (6.7%)	12 (3.3%)	3 (0.8%)	5 (1.4%)	4 (1.1%)	0 (0.0%)
インドネシア	1,053 [4.6%]	103 (9.8%)	18 (1.7%)	36 (3.4%)	832 (79.0%)	29 (2.8%)	26 (2.5%)	53 (5.0%)	32 (3.0%)	18 (1.7%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)
ミャンマー	355 [1.5%]	45 (12.7%)	22 (6.2%)	124 (34.9%)	139 (39.2%)	28 (7.9%)	25 (7.0%)	19 (5.4%)	5 (1.4%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	10 (2.8%)	0 (0.0%)
ブラジル	7,449 [32.3%]	18 (0.2%)	6 (0.1%)	2 (0.0%)	3 (0.0%)	3 (0.0%)	1 (0.0%)	7,423 (99.7%)	3,017 (40.5%)	1,016 (13.6%)	82 (1.1%)	3,308 (44.4%)	0 (0.0%)
ペルー	1,138 [4.9%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	1,135 (99.7%)	608 (53.4%)	68 (6.0%)	29 (2.5%)	430 (37.8%)	0 (0.0%)
G7等(注4)	407 [1.8%]	270 (66.3%)	59 (14.5%)	4 (1.0%)	0 (0.0%)	7 (1.7%)	5 (1.2%)	126 (31.0%)	67 (16.5%)	52 (12.8%)	0 (0.0%)	7 (1.7%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	235 [1.0%]	178 (75.7%)	28 (11.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)	54 (23.0%)	26 (11.1%)	24 (10.2%)	0 (0.0%)	4 (1.7%)	0 (0.0%)
うちイギリス	39 [0.2%]	22 (56.4%)	5 (12.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	16 (41.0%)	6 (15.4%)	10 (25.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	1,270 [5.5%]	303 (23.9%)	121 (9.5%)	32 (2.5%)	201 (15.8%)	126 (9.9%)	109 (8.6%)	608 (47.9%)	249 (19.6%)	132 (10.4%)	13 (1.0%)	214 (16.9%)	0 (0.0%)

注1： [] 内は、外国人労働者総数に対する当該国籍の者の比率。() 内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。なお、比率の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2： ①専門的・技術的分野の在留資格には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「旅行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

注3： 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4： G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表5] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（滋賀労働局）

令和4年10月末現在

（単位：人）

特定技能 計	特定産業分野（注1）											
	介護	ビルクリー ニング	素形材・産 業機械・電 気電子情報 関連製造業 （注2）	建設	造船・船用 工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
総数	63	0	398	14	0	2	0	1	9	0	320	16

注1：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）において定められた12分野をいう。

注2：令和4年5月25日より、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の製造3分野が統合され、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野となっている。